

労働環境 改善計画
(一般事業主行動計画 女性活躍推進法)

計画期間 平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日

目的	短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務等による柔軟な働き方の実現
目標	社員が、育児・介護等、家庭やその他の事情に対応できる、柔軟な勤務制度・相談体制を整備する。 女性社員の採用5年目勤続就労率を60%以上にする。
方策と実施時期	平成29年4月 ~ 社内聞き取り調査、制度の検討 平成30年4月 ~ 相談体制の整備、周知・情報提供の実施

労働環境 改善計画 (一般事業主行動計画)

計画期間 平成28年6月1日 ~ 平成30年5月31日

目的 1	妊娠・出産後や育児中でも働きやすい環境をつくる。
目 標	<ol style="list-style-type: none">1. 妊娠中や出産後の女性の健康を確保する。 妊娠中や出産後の女性の健康管理についての制度や法を社員に周知する。2. 育児・介護休業制度、産前産後休業制度について周知する。 ・育児・介護休業制度、産前産後休業制度について周知する。 ・上記の給付金について周知する。3. 休業中や復帰後の処遇に関する情報を提供する。4. 上記1.2.3の相談体制を充実させる
方策と実施時期	平成28年6月 ~ 周知内容・相談体制の検討 平成28年8月 ~ 周知・情報提供の実施、相談体制の充実

目的 2	所定外労働を削減する
目 標	<ol style="list-style-type: none">1. ノー残業デーを継続する。2. 1人あたりの残業時間は、月間50時間以下を目標とする。3. 仕事の効率化を図る。
方策と実施時期	平成28年6月 ~ 実態調査、残業削減対策の検討 平成28年8月 ~ ノー残業デー、残業削減対策の周知、実施